

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

中間まとめ（**骨子案**）

令和3年 月

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

## 【目次案】

### はじめに

#### 1. コミュニティ・スクール推進の必要性

- (1) 学校を取り巻く状況
- (2) コミュニティ・スクールの制度概要
- (3) コミュニティ・スクールの導入状況
- (4) コミュニティ・スクールの意義、役割
- (5) コミュニティ・スクールの導入理由及び成果と導入面における課題

#### 2. コミュニティ・スクールの推進のための方策

- (1) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部（地域学校協働活動）の一体的推進
- (2) 円滑な導入のための都道府県教育委員会等による伴走支援
- (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の総合調整・事務局機能を持つ人材の配置・機能強化
- (4) 地域学校協働活動推進員等の資質向上
- (5) その他

#### 3. 今後の検討事項（案）

- (1) これからのコミュニティ・スクールの在り方
- (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現において担う役割
- (3) 学校評価とコミュニティ・スクールの関わり
- (4) いわゆる「類似の仕組み」について
- (5) 高等学校等における取組
- (6) コミュニティ・スクールに係る教師の資質に関すること

## はじめに

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は平成 16 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律により制度化され、その後、平成 29 年の法改正<sup>1</sup>により、その設置が各教育委員会の努力義務となったことから、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民等の学校運営への参画が進むなど、一定の定着が見られている。

一方、設置が努力義務であることを踏まえると更なる設置促進が必要であり、本検討会議においては、令和 3 年 4 月以降、今後のコミュニティ・スクールの在り方について検討を行ってきたところ、今般、特にコミュニティ・スクールの推進方策を中心として、中間的な取りまとめを行うものである。

## 1. コミュニティ・スクール推進の必要性

### (1) ~~（学校を取り巻く状況）~~

- 現在の学校においては、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けたを始め、新学習指導要領の着実な実施や、学校における働き方改革の推進、や GIGA スクール構想の推進が求められている。実現は喫緊の課題であり、その他にもまた、不登校やいじめ、児童虐待への対応など、学校経営の困難さは年々増している。さらにまた、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染症対策の徹底と子供たちの健やかな学びの保障の両立など、学校では様々な取組が進められている。
- このような課題が山積する状況の中で、これまで以上に家庭と学校と家庭、地域とが連携していくことが重要である。

### (2) コミュニティ・スクールの制度概要

- 「コミュニティ・スクール」とは、保護者や地域住民等が学校運営に参画することができる学校運営協議会を置く学校のことである。学校運営協議会は、平成 16 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により制度化され、その後、平成 29 年の法改正を経て、現在ではその設置が各教育委員会の努力義務となっている。
- 国は、制度導入後、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月閣議決定）において、

<sup>1</sup> 「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 29 年 3 月 31 日交付、平成 29 年 4 月 1 日施行）

コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大することを成果指標と定め、その推進を図った。学校運営協議会の設置の努力義務化後に策定された第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）においては、学校運営協議会制度を全ての公立学校<sup>2</sup>において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図ることとした。

- 学校運営協議会は、制度創設当初より、①校長の作成する学校運営に関する基本方針を承認する、②学校運営に関して教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる、③教職員の任用に関して教育委員会に対して意見を述べることもできるといった主に3つの機能を有している。平成29年の法改正により、学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加、任用に関する意見の柔軟化等の改正が行われたものの、基本的な3つの機能は変わらずに位置付けられている<sup>3</sup>。

### (3) コミュニティ・スクールの導入状況

- 令和2年7月現在、全国9,788校（全国29道府県850市区町村の教育委員会<sup>4</sup>）にコミュニティ・スクールが導入されており、特に義務教育段階の学校種においてその数は増加している<sup>5</sup>。増加数に着目すると、平成17年4月から平成29年4月までの12年間で3,583校の増加に対し、平成29年4月から令和2年7月までの約3年間で6,188校の増加となり、学校運営協議会の設置が努力義務となった影響の大きさが反映されているものと考えられる。
- 反面、導入率を見ると全学校種における導入割合が27.2%であること、学校種ごとの導入状況に差が生じていることがわかっている<sup>6</sup>。国は、現在の導入状況を踏まえ、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなるための方策を講じることが望まれる。

### (4) ~~（コミュニティ・スクールの意義、役割）~~

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、改めて学校・家庭・地域の役割分担や連携・協働することの重要性が浮き彫りとなった。コロナ禍だからこそ見えてきた

<sup>2</sup> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校。

<sup>3</sup> この他にも学校運営協議会委員の任命に関する校長の意見申出を規定したほか、複数校で1つの協議会を設置することを可能にする等の改正を行っている。

<sup>4</sup> 学校組合を含む。

<sup>5</sup> 9,788校の内訳は、幼稚園237園、小学校5,884校、中学校2,721校、義務教育学校76校、高等学校668校、中等教育学校3校、特別支援学校199校。

<sup>6</sup> 学校種別の導入率は、幼稚園7.8%、小学校31.0%、中学校29.5%、義務教育学校62.8%、高等学校18.9%、中等教育学校9.1%、特別支援学校18.3%。

学校の本質もある。校長や教職員だけではなく、保護者や地域住民等が「当事者」として学校運営に参画し、目標の共有・その目標達成のための対話・協働、そして評価する令和型の新たな学校改革が必要となる。そのためには、スクール・ガバナンスを確立し、自律的な学校への転換が必要であり、そのためにコミュニティ・スクールの意義がある。

- スクール・ガバナンスが確立されていることで、災害や感染症の感染拡大コロナ禍のような困難な状況においても保護者や地域住民等の理解と協力を得て、混乱なく安定した学校経営を行うことができる。また、学校、家庭、地域が課題を共有した上で、学校運営協議会において、学校の多様な業務の見直しを行うことにより働き方改革にも資するものとなる。さらにまた、生徒指導上の問題の根底には、児童生徒のコミュニケーション能力の低下と直接体験の不足があるとも考えられあり、家庭や地域の支援を得て補っていくことが必要となる。
- 震災復興の中でコミュニティ・スクールは非常に重要な役割を果たした。安全・安心な学校づくりや防災活動に地域との協働は確実に欠かせないものであり、コミュニティ・スクールが重要な役割を果たす。
- 学校運営協議会は、委員と学校が共に学校運営を行うものであることから、校長の決断や取組を後押しし、学校運営や学校経営を支え・強化する仕組みである。特に、昨今の新型コロナウイルス感染症対応などの有事の際など、様々な判断を瞬時に行う必要があるときに学校や校長の決断を支え、大きな後ろ盾となるものである。また、地域住民等の意見も踏まえた上で合意形成が図られるので、地域住民等の当事者意識や参画意識を高めることにもつながるものである。コミュニティ・スクールや地域学校協働活動は、学校改革のツールとして、全ての学校や校長に求められる機能である。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を通して、新しい時代に次代を担う子供たちに必要となる資質・能力を子供たちに育むためには、コミュニティ・スクールを活かした学校運営が重要である。また、コミュニティ・スクールの機能を活用することで、地域の目標を共有し、特色ある教育課程を再編し、地域の人的、物的資源を活用した教育活動を展開することができる。また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて学校と地域が連携するに当たって、学校運営協議会や地域学校協働本部がどのように関わり、どのような役割を果たせるかを改めて検討することも重要である。
- 一方で、学校運営協議会において、学校からの一方的な説明が中心となり、地域住民等の積極的な学校運営への参画が必ずしもできていない事例もあると考えられる。学校評価と学校運営協議会を連携させ、学校の透明性の確保・説明責任を果たし、保護者、地域住民等のそれぞれの声を学校運営に反映させ、学校運営の改善につなげる

ことで、子供たちにとって本当に魅力のある学校づくりができることになると考えられる。

## (5) コミュニティ・スクールの導入理由及び成果と導入面における課題

- 令和2年度に文部科学省が実施した「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」(以下「令和2年度調査」という。)によると、教育委員会がコミュニティ・スクールを導入した理由については、平成27年度に実施した調査<sup>7</sup>と比較すると、「学校改善に有効と考えたから」、「教育課程の改善・充実に有効と考えたから」の割合が増加しており、学校のガバナンス改善や学びの質向上に資するものと捉えている傾向が見られる。また、コミュニティ・スクール導入により校長が感じている成果については「学校と地域が情報を共有するようになった」、「地域が学校に協力的になった」、「特色ある学校づくりが進んだ」という割合が高くなっている。
- 一方で、未導入の教育委員会の理由は「学校評議員制度や類似制度があるから」「地域連携がうまく行われているから」とする割合が圧倒的に高くなっており、これらの取組の捉え方を含め、コミュニティ・スクールの在り方を検討する必要があると考えられる<sup>8</sup>。

## **2. コミュニティ・スクールの推進のための方策**

- 令和2年度調査によれば、教育委員会が学校運営協議会の導入及び効果的な運営の継続において重要であると考えている事項は、「校長が学校運営協議会の意義を十分に理解していること」、「学校運営協議会の委員として適切な人材が確保できること」のほか、「地域学校協働活動推進員等のコミュニティ・スクール担当コーディネーターが配置されること」、「地域学校協働本部等との一体的推進を図ること」とする割合が多く見られた。
- コミュニティ・スクール推進のためには、仕組みの良さや強み、意義・必要性について行政関係者・学校関係者・地域住民等が広く十分に理解していくことが継続性の

<sup>7</sup> 平成27年度文部科学省委託調査研究「学校の総合マネジメント力の強化に関する調査研究」

<sup>8</sup> 令和2年7月時点で、いわゆる「学校運営協議会の類似の仕組み」を設置している公立小学校、中学校、義務教育学校数は6,819校。「類似の仕組み」とは、法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体をいう。

観点からも重要となる。コミュニティ・スクールが何故必要なのか、教育委員会、校長、地域住民等も語れるようにするための方策について検討が必要である。

- 学校運営協議会を設置していない学校にこれからどのように導入を進める参加してもらおうかという観点議論はもとより、学校運営協議会を置くことのメリットを含めて、よりよい学校運営協議会を作るつくるには何が必要か検討議論することが必要である。
- 学校運営協議会を形だけ設置するの入れるということではなく、本当に子供たちの豊かな学びにつながる、地域も元気になるといような、それぞれの地域にあったコミュニティ・スクールが展開されることが重要である。
- また、コミュニティ・スクールは仕組みであり、目指す姿が共有されていることが重要であるが、様々な立場の関係者がから見た目指す姿をの共有することが必要不足しているのであるはないか。
- 学校が様々な課題に対処しながら、「令和の日本型学校教育」を実現していくためには、校長のリーダーシップの下、学校組織のマネジメント力の強化を図ることが必要であり、その際、校長がコミュニティ・スクールの意義を十分に理解しながら、学校運営の改善に資するものとなるよう効果的に活用していくことが重要である。
- コミュニティ・スクール推進のため、各自治体の状況を踏まえながら、導入初期、導入中期など各段階に応じて、以下に掲げるような取組を順次進めていくことが必要である。

#### (1) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部（地域学校協働活動）の一体的推進

- 学校運営協議会は、校長の作成する学校運営の基本方針の承認等を通じ、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ちながら学校運営に参画する仕組みであり、学校運営を審議する場でビジョンや課題を共有し、それぞれの役割を明確化しながら学校運営の改善を図っていくものである。一方、地域学校協働活動は、地域と学校とが目標を共有し、連携・協働して子供たちの成長を支える取組である。その活動を推進するための体制である地域学校協働本部は、幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワークであり、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動という3つの要素を持っている。
- コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりのために有効な仕組みであ

り、地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まったことから、平成 29 年の法改正において、学校運営協議会の役割として学校運営への必要な支援に関する協議の機能が追加されるとともに、地域学校協働活動の調整等を担う地域学校協働活動推進員等を学校運営協議会委員に任命することが規定された。

- また、学校を核とした地域づくりの実現のため、同時期の平成 29 年の社会教育法の改正において、地域と学校が相互にパートナーとして地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動を「地域学校協働活動」として定義し、教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定が整備されている。
- 学校づくりの仕組みであり学校のガバナンス改善にも資するコミュニティ・スクールと、次世代育成を軸とした地域づくりの役割も担う地域学校協働本部がそれぞれの機能や役割を踏まえつつ、両者が一体的に推進されることが必要である。これは学校をめぐる諸課題に地域住民等の参画・理解を得ながら迅速に対応していくためにも基盤となりうる機能であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の活動が一体的に推進されることにより、様々な活動に地域住民等の参画を得ながら、子供たちの多様な体験や学習機会等を提供することができ、全ての子供たちの健やかな成長を育むことにつながるとともに学校の機能の高度化も期待される。また、参画する地域住民等にとっての学びや地域コミュニティの再構築にもつながるものである。学校と地域が特色を生かし、地域全体で子供たちを育む体制を構築していくためにも、両者の一体的推進は不可欠なものである。
- さらに、地域住民が学校運営へ参画する学校運営協議会と、地域の緩やかなネットワークを活かしながら行う地域学校協働活動は、地域と学校の連携・協働の取組にいずれも不可欠なもの。
- 地域と学校が目標を共有し、ともに子供たちを育てる「地域と学校の連携・協働」にコミュニティ・スクールと地域学校協働活動は重要な仕組みであり、両者を一体的に推進することで体制の構築が図られる。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進とは具体的に何かを見える化し、これらが学校づくりや地域づくりにどのように効果的に力を発揮できるかを示していく必要がある。
- 地域学校協働活動と一体的に取り組みられている方が、様々なリソースを学校に提供しているので、学校運営協議会において責任や当事者意識を持った発言が期待できる。



## (2) 円滑な導入のための都道府県教育委員会等による伴走支援

### (総論)

- 令和2年度調査によれば、教育委員会による「部局の垣根を超えた支援」、「地域住民への説明・意見交換の実施」、「教育委員会の定期的なアドバイス」、「統括コーディネーターの配置」等の支援策が行われている学校では、コミュニティ・スクールが有益だと強く感じている学校の割合が高い傾向が見られる。
- 施策を推進する各教育委員会の行政担当者、学校の管理職、教職員等が各教育委員会がコミュニティ・スクールの必要性や有効性を正しく理解することが必要である。そして、学校や地域に任せるだけでなく、都道府県教育委員会、市町村教育委員会の各段階における積極的な働きかけや継続的な支援体制を構築することが必要となる。
- コミュニティ・スクールの導入は各学校、各市町村教育委員会の取組はもとより、各都道府県教育委員会が推進気運を高め、方向性を明示し、学校教育と社会教育が連携した施策を展開することが重要である。

### (人材配置)

- コミュニティ・スクールの導入を牽引してきた退職校長等を都道府県教育委員会にアドバイザーとして配置し、各市町村教育委員会に派遣をしながら、各学校運営協議会へでの助言・支援をすることにより、都道府県レベルでの推進体制を構築することが効果的である。
- 全てすべての都道府県教育委員会が、コミュニティ・スクール導入に向けて、リーダーシップを発揮している状況ではない中、学校、市町村教育委員会、都道府県教育委員会が同じ方向性で進めていくことが重要である。また、都道府県教育委員会から市町村教育委員会への人的な支援も必要となる。
- コミュニティ・スクールの導入段階に応じた的確なアドバイスができる人材が重要である。

## (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の総合調整・事務局機能を持つ人材の配置・機能強化

### (総論)

- 地域学校協働活動推進員は、地域住民等と学校との情報共有や地域学校協働活動を行なう地域住民等に対する助言や援助を行い、地域と学校をつなぐ総合的な企画・調整の役割を担う<sup>9</sup>。また、学校運営協議会の委員として学校運営にも参画することができる<sup>10</sup>。
- 令和2年度調査によれば、コミュニティ・スクール導入校に対して地域学校協働活動推進員等が配置されている場合、そうでない場合に比べて、「特色ある学校づくりが進んだ」、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」、「教職員が子供と向き合う時間が増えた」、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」とする割合が多く見られた。また、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが配置されている学校の方が、「学校運営協議会の活動が学校運営に有益である」と感じている割合が高い傾向にある。

#### (人材配置・機能強化の必要性)

- コミュニティ・スクールの導入促進には、コーディネーター等の様々なプラスアルファの人材配置が必要。
- 地域学校協働活動推進員等のコーディネーターやコミュニティ・スクールの運営に係る業務を担う人材がない場合、あらゆる調整を教職員が担い、新たに多忙化を招いてしまうケースがあり、学校の働き方改革につながらないばかりか、コミュニティ・スクールが効果的に機能しない原因となる。このことから、総合調整や事務局機能を担う人員の配置が必要となる。
- 総合調整や事務局機能を担う人材として、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの機能強化が必要であり、地域学校協働活動推進員等に求められる役割、機能が果たせるよう、地域学校協働活動推進員等の十分な活動時間や活動日数を確保し、持続可能な環境を整えることが必要となる。
- 地域をよく知る地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが地域ネットワークを広げつつ、機動的にネットワーク軽く学校と地域を繋げる活動を進めていくことはますます必要となる。

<sup>9</sup> 社会教育法第9条の7において、「地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。」と規定されている。

<sup>10</sup> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、「地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」を教育委員会が学校運営協議会委員に任命することが規定されている。

- コミュニティ・スクールの本来役割は、学校のガバナンスへの地域参画にある。地域学校協働活動推進員だけではなく、学校運営協議会のコーディネート機能を強化する必要がある。その際、各自治体の実態に応じてコーディネートができる人材の育成が必要であり、さらに、学校教育を理解したコーディネーターの配置が望まれる必要となる。
- 一定の地域を統括する役割を担う地域学校協働活動推進員等の役割も重要である一方、学校ごとに担当する地域学校協働活動推進員等がいることで学校と直接的な連携がとりやすくなる。また、1校校内に複数の地域学校協働活動推進員等を配置することができれば、お互いの活動を補完することが可能となる。
- 地域学校協働活動推進員等と教職員の連携は重要である。が大切であり、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターも学校関係者の一員であることを教職員が認知する機会を作るとともに、地域学校協働活動への理解を深める機会が必要となる。

#### (持続可能な活動のための財政支援の必要性)

- コミュニティ・スクールの運営実施に当たって、関係者との連絡調整や企画運営等の役割を担う人材人員が中学校区毎に1名ずつ配置されていることによって、学校運営協議会の運営業務が円滑スムーズに行われることになりて行われており、このような人的人員配置への公的支援拡充が必要である。
- 地域学校協働本部の活動には地域学校協働活動推進員等の配置が必要であり、これらの人材への報酬や交通費、消耗品費等の必要経費の措置がなされることで、持続可能な活動への意欲が生まれる。
- 無報酬や持ち出しで活動している地域学校協働活動推進員等のコーディネーター(地域学校協働活動推進員)もいると聞くが、権限や責任をともたせるためには、報酬が支払われる必要がある。

#### (4) 地域学校協働活動推進員等の資質向上

##### (総論)

- 全国都道府県教育長協議会調査(平成31年3月)<sup>11</sup>によると、コーディネーターを配置したことによる成果・効果として、「学校と地域の関係性が深まった」、「各地域の特色を生かした教育活動が見られるようになった」、「学校と地域が連携・協働した教

<sup>11</sup> 全国都道府県教育長協議会第2部会「地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能の強化・充実～今後、求められるコーディネーターの在り方～」

育活動の継続性につながった」などが挙げられる。また、今後必要と考えるコーディネーターの養成・育成の在り方として、「コーディネーター間で情報交換できる機会の設定」、「研修等の計画的な実施」、「自治体を実施する研修等への支援の充実」が挙げられる。

- 地域学校協働活動推進員等は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を効果的に進めていく上で中核を担う人材であり、総合調整や企画運営を行う役割を担う者として、地域と学校の連携・協働に関わる幅広い知識や技能を身に付けることが求められる。

#### (研修・交流機会の充実等)

- 地域学校協働活動推進員等の資質向上のために、初任者・中堅・ベテランのように活動ステージに応じた段階的・体系的な研修の実施が重要であり、一定の研修を受けた後、更にさらにスキルアップ研修を受けることにより、学校運営協議会の中でも中心的な役割を担うことができる。
- 他校の地域学校協働活動推進員等との交流や情報共有機会を設けて実践事例を共有することも有効であるが必要。初めからコーディネーターとなりうる能力を身に付けている地域住民は多くなく、研修や交流を経てスキルが磨かれていくものという理解が大切である。
- 都道府県教育委員会がコーディネーター養成講座を実施し、講座の修了者を、地域学校協働活動の推進の核となる人材となってもらよう育成していくことが重要となる。
- 文部科学省や都道府県教育委員会が実施する研修の情報がも地域学校協働活動推進員等まで届いていないという声も聞かれることから状況もあり、丁寧な情報提供が必要である。
- 地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会の委員となり、学校運営協議会において熟議を通して目標を共有し、地域学校協働活動の実践を紹介するなどを経て双方向の理解が進み、一体的推進が実現する。地域学校協働活動推進員等は年数が長くなるにつれ、学校運営協議会の場でもファシリテート力を発揮してきている例もある。

#### (5) その他

##### (教育委員会としての支援策)

- 教育委員会として、コミュニティ・スクールに関する情報発信や情報提供を行なう

ことや、手引書や実践集を発行するなどによる周知、また、教育委員会事務局職員が学校運営協議会にオブザーバー参加するなどによる支援も効果的と考えられる。

#### **(導入促進のため財政面での支援)**

- 財政的な理由から導入に消極的な教育委員会や、が存在しており、導入しても財政面を理由に、学校運営協議会委員の人数や会議回数を制限している場合もありするようなケースもあることから、効果的な学校運営協議会を継続させるためにも様々な財政支援が必要である。

#### **(コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の拠点確保整備)**

- 地域学校協働活動推進員等が活動しやすい環境づくりを整えられるよう、活動拠点となる居場所を確保するなどの工夫が必要である。

#### **(地域運営組織との連携)**

- 地域運営組織とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である。地域運営組織が形成<sup>12</sup>され、日頃からコミュニケーションが取られている地域では、コミュニティ・スクールの推進に当たり、地域運営組織と連携することで地域とともにある学校づくりの基盤の形成にもつながる。その際、学校と地域が目標を共有しながら、連携協力体制を構築していくことが重要である。

#### **(教育委員会内における関係部署の連携、体制強化)**

- 教育委員会内において、コミュニティ・スクールを所管しているケースが多い学校教育所管課と、地域学校協働活動を所管しているケースが多い社会教育所管課が連携できていない場合にはもあることから、相互の情報提供や相談体制を整えることが重要である。

- コミュニティ・スクールと地域運営組織が連携する際には、それぞれを所管する教育委員会と首長部局の関係部署が連携することにより、教育ビジョンと地域ビジョンの融合が図られ、地域とともにある学校づくりにもつながることとなる。

#### **(首長の理解、首長や首長部局へのアプローチ)**

- 首長の立場からはからすると、地域と学校の連携がつながっているということとは

<sup>12</sup> 自治会等の地縁的なつながりを基盤として、見守りや買物支援、配食などの共助活動を実践。総務省「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」によると、令和2年度の組織数は全国で5,783組織(802市区町村)。令和元年度から547組織増加、平成28年度に比べて約2倍に増加している。

でも望ましいこといいことと考えられる。地域と学校が互いに胸襟を開いて意見交換をしながら学校運営がなされていくことが大切である。

- コミュニティ・スクールは全国各地で様々な取組が実践されている一方、その存在そのものが首長に知られていないという場合が少なくない。例えば、行政においても首長や地域づくり関係部局等、重要な関係者への周知・広報は重要である。
- 都道府県教育委員会から市町村の首長への直接的な働きかけにより出向いていっ~~て~~有用性の理解を深めることや深めたり、首長及び首長部局との協議の場を設け、実際の活動現場の視察を行うなど、理解促進が重要である。
- 総合教育会議により、以前よりは首長や首長部局が教育に関わるようになったと考えられるものの、コミュニティ・スクールは地域社会にも関わる話であるため首長は実態を知ることが必要であり、総合教育会議の活用も含め、知ることができる工夫ツールが必要となる。

#### (成果・効果を踏まえた事例の横展開)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大という状況~~コロナ禍~~において、本来はコミュニティ・スクールがある地域こそ学びを止めない状態であるべきだが、実際には難しい状況にある。コミュニティ・スクールだったからこそ、この時期に学びを止めなかった事例を広げていくことが重要である。
- コミュニティ・スクールの成果や効果を一般論で語るだけのではなく、失敗例等も含めて個別具体的な具体の事例を学校関係者や行政関係者が共有できる仕組みも検討が必要ではないか。
- コミュニティ・スクールの形態は中山間地の小規模校と都市部の大規模校で一律に同じ運営ができるものではないとも考えられるので、のではないか。各地域の事例をグループ分けして、各地域の実情に応じた方法やり方を提案することも考えられるべきでないか。

### 3. 今後の検討事項（案）

以下の項目については、これまでの議論における意見を集約したものであり、今後議論の必要がある論点である。

#### (1) これからのコミュニティ・スクールの在り方

## (総論)

- コミュニティ・スクールは学校運営の在り方、学校そのものを見直すものである。教職員や学校運営協議会の委員だけではなく、社会総掛かりで教育に関わりかかわり、誰もが地域の教育の担い手であるという風土を作っていくためのものという原点を押さえるにあるべきである。
- コミュニティ・スクールは立ち上げることがゴールではなく、継続性を持つ仕組みとして地域に根差したものとしていくことが重要である。
- コミュニティ・スクールの導入の必要性だけではなく、法律に基づかないいわゆる「類似の仕組み」のポリシーや哲学も分析する必要があるのではないか。
- 第三期教育振興基本計画にあるように、1日でも早く全てすべての公立学校で学校運営協議会を導入すべきではないか。
- 学校運営協議会の導入率が高い地域でも形骸化していることも考えられるので、あるのではないか。形骸化させないための仕組みを視野に入れた導入や展開が必要である。
- 今後全国化に向けて、更にコミュニティ・スクールの導入促進を図るために、その制度的な在り方についても検討が必要である。

## (これからのコミュニティ・スクールに求められる役割・機能)

- コミュニティ・スクールは、セクターを超えたつながりで社会課題を解決していくという実践をまさに積み重ねてきたものである。これまでの取組で得られた様々な知見を今後のコミュニティ・スクールの発展へ生かして戻していくことに大きな可能性を持っている制度と考えられるのではないか。
- 学校の課題について地域と学校が問化して共有し、互いにアイデアを出していけるような機能や体制を持つことが重要である。
- コミュニティ・スクールの在り方を考えるに当たり前、地域学校協働活動や社会教育主事の役割も重要である。地域学校協働活動を盛んにしていくためには、その学校の周りに豊かな社会教育の活動があることが重要であり、社会教育主事の状況も念頭に置いて議論をしていく必要がある。学校そのものだけではなく、その周辺の社会教育の状況も議論が必要ではないか。

## (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現において担う役割

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けてコミュニティ・スクールの役割は大きい。教育目標の具現化に向けて、学校として育成を目指す育成すべき児童生徒の資質・能力について学校運営協議会で話し合い、教育目標の具現化の手立てを話し合うことは、「社会に開かれた教育課程」の実現につながる。
- また、実社会との接点を重視した課題解決型（PBL）の学びを進めるためには、学校と地域との連携が不可欠である。この時に、コミュニティ・スクールという制度が大きな役割を果たすことが期待されるものとなってほしい。
- ~~学校と地域がなぜ連携するのかという点、カリキュラムにつながるからである。それ以外のところに力を入れてしまうことで、学校が負担を感じ、学校側が地域との連携を億劫に思うことがないように、これからの社会を担う子供の学びにどれだけ学校運営協議会や地域学校協働本部が関わられるのかももう一度整理する必要がある。それにより、教師が本来業務に専念し、働く環境や学校の機能を見直すことにもつながるのではないか。~~

### (3) 学校評価<sup>13</sup>とコミュニティ・スクールの関わり

- 学校評価は目的ではなく手段であるもの。各学校で重点的に取り組むべき目標を具体的かつ明確に定めたうえで、その達成に即した評価項目・指標等学校評価項目を設定精選し、自己評価の結果を踏まえつつ、最重要項目を位置付けて学校運営協議会や学校関係者評価等において具体的な意見を聞きながら、学校改善につなげることが必要である。
- 一方で、現状の学校評価は十分な学校改善につながっていない場合もあるとの指摘がある。学校運営協議会の設置を踏まえ、コミュニティ・スクールとして、学校関係者評価を学校運営の評価・改善サイクルの充実に確実につなげていくこと効果的な運用の見直し等が今後求められるのではないかと。
- 例えば、学校運営協議会と学校関係者評価の一体的な運用の事例として、学校運営協議会の中に学校評価部会を設置することや、教育課程の内容について保護者、地域住民、教職員、児童にアンケートを行い、学校運営協議会において、評価の低い事項ものについて次年度以降どのように改善していくかということをフィードバックす

<sup>13</sup> 各学校は法令上、①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること（学校教育法施行規則第 66 条）、②保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること（同規則 67 条）、③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること（同規則 68 条）、が必要となる。



ることなどが挙げられる。このような取組により学校運営協議会そのものの認知度も高まっているという事例も見られる。

- ~~また、このように、学校運営協議会と学校評価の一体的な運用を進めるなかで、学校評価はあらかじめ設定される「教育目標、教育方針」に基づき行われるものなので、学校運営協議会と学校関係者評価の一体的な運用を進めることにより、教育目標等の検討においてもコミュニティ・スクールが役割を果たすことを確認することが必要ではないか。していきたい。~~

#### (4) いわゆる「類似の仕組み」について

- コミュニティ・スクールの類似の仕組みについて、法的に定められている学校運営協議会とどのような効果の違いに生かせるものがあるか、また類似の仕組みをどのように充実・発展させていけるか検討が必要ではないか。
- コミュニティ・スクールが導入されていなくても、別の形で地域との連携がされている学校もあり、がある。必ずしも数値では見えない部分があるのではないか。
- コミュニティ・スクールの類似の仕組みについて、地域によっては地域と学校との連携を進める上で一定の役割を果たしている部分もあるが、法律に基づく学校運営協議会への移行を検討するに当たって、円滑に移行できるよう、関係者の更なる理解促進やそのための様々な支援が必要である。
- 法律に基づく学校運営協議会へ移行するにしても、各地域の実情を踏まえて、数年の経過措置を設けながら設けて段階的に進める必要があるのではないか。

#### (5) 高等学校等における取組

##### (高等学校等について)

- 高等学校において、学びの場フィールドを地域に広げることで、大人の想像をはるかに超えて子供たちが成長、変容するとともに、姿を目の当たりにした。学校経営の可能性や視野の広がりが、学校運営協議会を導入することによって非常に確かなものになったという事例も見られる。
- 高等学校では生徒の通学区域が広域であること、各学校の学びやテーマも様々であるという専門性などから、企業・関係機関等を含めた多様な連携先を地域と捉え考え、「テーマ型コミュニティ・スクール」として取組を進めている地域もある。

- 高等学校と地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進する体制が非常に効果的に機能している事例では、ビジョンの共有が行われている。県立高校においては、コミュニティ・スクールに対して予算等の資源リソースを提供コミットしていない市町村がどこまで関わってよいのかわからないという点も課題としてあるのではないか。

#### (幼稚園について)

- 地域と学校が目標を共有し、ともに子供たちを育てる「地域と学校の連携・協働」の取組は、全ての学校種に広げていく必要があり、現在取組が進んでいる義務教育段階のみならず、幼稚園においても、幼児教育推進体制の整備を推進し、地域の小学校等とも連携しながら、コミュニティ・スクールの導入や、全ての幼児教育施設において地域学校協働活動の充実を進めていくことが重要である。

#### (6) コミュニティ・スクールに係る教師の資質に関すること

- 個々の教職員が組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校運営がなされることが期待される。また、「社会に開かれた教育課程」の実施に当たり、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現することが必要であり、教員が地域や家庭等と連携するための地域連携協働力を身に付けることが求められる。
- 教員養成段階においても、学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方、マネジメントの在り方などを計画的に扱うことを後押しすることで、総合的な能力を持つ教職員の育成を図り、コミュニティ・スクールを持続可能な取組にしていくことが重要である。
- 本物の学校運営協議会を継続していくためには、教員養成段階での学びと共に、若手教員から管理職まで研修を重ねながら、学校運営協議会の意義を理解していくことが重要である。
- 学校側にも社会教育主事等の地域側の資格や視点を持った教職員が必要と考えられるのではないか。管理職になってからではなく、中堅や若手の段階から社会教育の視点を持つことも学校側には必要であり、はないか。それらの人材をどのように養成していくか考えていくことも必要となる。
- 校長は、コミュニティ・スクール推進活用のキーパーソンとなる。教育委員会が管理職へのマネジメント研修を継続的・計画的に実施するよう働きかけが必要である。

- コミュニティ・スクールに関する理解を深めるため、学校教職員を対象としたキャリアステージに合あわせた研修機会の設定が必要である。若手教員に対して、コミュニティ・スクールに関する研修体制を確立できるかが重要である。
- 校内研修は重要であり、学校運営協議会へ参加することも、研修の場となるほか、教職員と保護者・地域住民の相互理解・相互信頼に大きな効果がある。
- 地域連携を担当する教職員の研修機会を確保するとともに、活動時間を保障する仕組みの整備が必要である。
- 地域連携担当の教員がいることで、地域学校協働活動を進める上での学校教育内容等についてもアドバイスを受けることができ、地域人材であるコーディネーターとそれぞれ役割分担をしながら活動を進めることができる。
- なお、研修の実施等は、学校の働き方改革の観点を踏まえ、教職員の負担増につながる事が無いように留意する必要がある。